

各スクールでの感染症（伝染病）予防へのご協力のお願い

学校や園では、子供達の間で伝染しやすい感染症を「学校伝染病」とも呼ばれ、当センターでも下記表の様に出席停止期間を定め、予防に努めております。ご理解・ご協力を宜しくお願い致します。

2023.5.8～

	疾患名	学校（園）での出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（※詳細は学校保健安全法参照）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	完全に治癒するまで
第二種	①新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス※詳細は学校保健安全法参照）	☆発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	②インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで
	③百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	④麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	⑤流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	⑥風疹	発疹が消失するまで （色がさめてドス黒くなってくる）
	⑦水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで （かさぶたになること）
	⑧咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	⑨結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、※その他感染症 ※溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、*1アタマジラミ、*2水いぼ（伝染性軟属腫）、*3とびひ（伝染性膿痂疹）	病状により、学校医・その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで

- ◆学校感染症（伝染病）として分類されている病気にかかった際には、医師の診断・指示を仰いだ上、完治してからスクールに参加して頂きます様、ご協力お願い致します。
- ◆上記以外、又は、お子様の体調がすぐれない場合も、無理なスクール参加はお控えください。尚、スクール参加時にスタッフの判断（顔色診断・検温等）で、保護者様へご連絡させて頂く場合がございますので、予め、ご了承ください。
- ◇*1～3は、通常学校（園）では出席停止の必要はありませんが、不特定多数が集まる場所で非常に感染しやすい疾病ですので、完治するまでスクール参加はお控えください。不明な点は各チーフ、マネージャーまでお願いします。
- 学校（園）・学年・学級閉鎖発令時につきましても、該当するお子様のスクール参加はお控えください。
- 上記以外の感染・伝染症につきましても、当スクールの判断により、休校やスクール参加をご遠慮いただく場合がございます。
- 上記によるスクール欠席の場合の返金・振替はございませんので、予めご了承願います。

☆「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養機関の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと。
「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。

学校保健安全法施行規則より抜粋

浜松スポーツセンター
水泳・体操・カルチャー各スクール